

中標津町 子どもの読書活動推進計画

平成23年度～平成32年度

中標津町教育委員会

目 次

はじめに	1
1 基本的な考え方	2
(1) 計画の基本	2
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の期間	2
2 子どもの読書活動推進のための取組み	3
(1) 家庭・地域における取組み	3
(2) 学校における取組み	4
(3) 図書館における取組み	4
(4) 関係機関との連携・協力による取組み	5
(5) 子どもの読書活動推進のための諸条件の整備・充実	5
(6) 子どもの読書活動推進のための理解と啓発	6

はじめに

社会の経済的发展とともに私たちの生活スタイルは大きく変化し、都市化、核家族化が進んだことによって、自然体験や生活体験など、子どもたちの豊かな人間性を育む機会は減少しています。

このことは、非行や犯罪の低年齢化、基礎体力の低下、協調性の欠如、感情がうまくコントロール出来ないなど、近年目立つようになってきた青少年を取り巻く問題の要因ともいわれています。

読書活動は「ことばを知る」「感性を磨く」「表現力や創造力を高める」「知識を得る」など、子どもたちの豊かな人間性を育むための基本的な要素をたくさん含んでいます。

読書習慣を身に付けた子どもたちは、将来、道徳的に行動し、身のまわりに問題が起こったときには自分で解決の手立てを考えたり、コミュニケーションにおいて相手の意見を理解し、自分の意見を分かりやすく表現できるようになり、人生を豊かにするといっても過言ではありません。

子どもたちの将来を幸せなものにするため、家庭・学校・地域が一体となり読書活動を推進する取組みを継続させることが、今求められています。

1 基本的な考え方

(1) 計画の基本

中標津町子どもの読書活動推進計画は、平成13年12月12日に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を策定の基本とし、[※]国および北海道の策定した計画を参考とします。

本計画は、中標津町の子どもたちの読書活動を推進させるため、関係機関・団体、家庭・学校・地域が一体となつて行なう施策や取組みを示すものです。

(2) 計画の目的

- ① 読書に親しむための機会提供
- ② 環境の整備
- ③ 啓発活動

(3) 計画の期間

平成23年度から平成32年度までの10カ年とし、必要に応じて計画の見直しを行なうものとします。

※ 国および北海道の策定した計画

① 国が策定した計画

「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第2次)

平成20年3月11日

② 道が策定した計画

「北海道子どもの読書活動推進計画」平成15年11月

「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」平成20年3月

2 子どもの読書活動推進のための取組み

(1) 家庭・地域における取組み

乳幼児期から行なう読み聞かせは、子どもたちにとって本に親しむきっかけの第一歩です。本への興味関心を持つようになれば、日常生活における読書習慣を形成することにつながります。

子どもたちに本への興味関心を持たせるためにも、身近に本がある環境、親をはじめ家族や周囲の大人たちがその意義を理解し、読書活動の奨励や機会づくりに努めることが大切です。

《推進方策》

- ① 妊娠期間中、妊婦に絵本や童話などに親しむよう奨励します。
- ② 乳児と保護者がともに楽しくふれあいながら本に親しめるよう、[※]ブックスタート事業を推進します。
- ③ 乳児健診時に、図書館の利用案内や絵本紹介の資料を配付し、保護者へ親子での読書活動を啓発します。
- ④ 家族と子どもが日常的に、家庭で本を読む習慣づくりを図ります。
- ⑤ 「読み聞かせ」や「手作り絵本」など、子どもの読書活動に係わるサークルの育成と、活動機会の確保に努めます。

※ ブックスタート事業

乳幼児健診の機会に受診したすべての親子に対して、赤ちゃん
と絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えなが
ら、絵本などを無料で手渡すもので、すべての家庭において、
本の読み聞かせを通じて、親子のふれあいの時間をもつこと
ができるよう支援するもの。

(北海道子どもの読書活動推進計画より)

(2) 学校における取組み

幼稚園から高等学校まで、子どもたちは集団生活の中でさまざまな事を学び、徐々に成長し人間形成をしていく時期でもあります。このような時期に読書習慣を身につけさせ確立する事は、人間形成をする上でも大きな影響があり、また学力の向上のためにも効果をもたらす事が期待されます。

学校の図書室は子どもたちにとって、常に利用しやすい環境を整え、子どもの読書活動を支える重要な施設としての役割を果たすことが求められます。

《推進方策》

- ① 子どもたちの読書意欲を高めるような資料の整備と、利用しやすい環境の整備に努めます。また、学校の図書室の利用方法について学習を行い、子どもたちの自主的な活用を促します。
- ② 子どもたちに読書習慣を身に付かせるため、定期的な読み聞かせや読書タイムの設置、読書目標などを設置するなど、時間の確保と機会を充実させます。
- ③ 学校での読書活動が効率よく推進されるよう、子どもの読書活動に係わるサークルや地域ボランティアの活用を図ります。

(3) 図書館における取組み

図書館は興味関心を引く資料が充実し、利用しやすい環境であることが大切です。学校図書館には無い魅力を作り出し、読書活動を促すような書架のレイアウト、適切な資料の提供や相談に対応できる職員の配置が必要です。

また、読書活動を促すような事業の取組み、関係機関、学校、サークル等との連携強化による、よりよい読書環境の維持継続が望まれます。

《推進方策》

- ① 幼稚園や児童館、小学校など、子どもたちが多くの時間を過ごす施設への、定期的な図書資料貸出し（移動巡回図書）を継続・充実させます。
- ② 利用サービスを充実させ、大人にとっても快適に利用できる図書館づくりに努め、親子連れ、家族連れでの図書館利用を促進し、読書機会の充実を図ります。
- ③ ホームページや広報紙で図書館活動を周知し、事業を通して子どもたちに読書活動を啓発する機会を増やします。
- ④ 子どもが自ら手に取るような、より良い図書資料を充実させます。

(4) 関係機関との連携・協力による取組み

子どもの読書活動を推進するには、学校、図書館、地域の関係機関が連携しながら取組み、常に本に親しむことのできる環境を維持することが大切です。

《推進方策》

- ① 学校への定期的な図書の貸し出し、図書館利用学習など、学校の図書室と中瀬津町図書館の連携・協力を図ります。
- ② 保育所、幼稚園、児童館、子どもたちが多く利用する公共施設等への定期的な図書の貸し出しなど、各施設との連携・協力を図ります。
- ③ 乳児健診など保健福祉部局の事業の際に、読み聞かせの機会を設け、連携・協力を図ります。

(5) 子どもの読書活動推進のための諸条件の整備・充実

子どもたちがいつでも読書や調べ学習ができる環境を整えるために、読書意欲を喚起し、またニーズに対応した図書資料の充実と施設の整備が必要です。また、学校や関係機関と子どもたちに関する情報を共有し、最新の状況に対応した図書や資料を提供できるように努め、そのために職員のスキルアップを図ります。

《推進方策》

- ① 学校の図書室の整備・充実を図ります。
- ② 図書館の児童図書コーナーの整備・充実を図ります。
- ③ 図書館職員、学校の図書担当教諭、関係機関・施設の職員が互いに情報交換し、子どもたちの最新状況を把握・共有し、効果的な図書や資料の提供に努めます。
- ④ 子どもたちの読書活動を支援する、図書館職員や学校の図書担当教諭の研修を行ない、資質向上を図ります。

(6) 子どもの読書活動推進のための理解と啓発

子どもの読書活動を推進することの意義や重要性を、家庭や地域に理解・浸透させるために、啓発活動を行います。

《推進方策》

- ① ホームページや広報紙を利用した広報活動に努めます。
- ② ^{※1}「子ども読書の日」^{※2}「こどもの読書週間」に事業を実施して、子どもの読書活動推進に関する広報・啓発に努めます。

※1 子ども読書の日は、毎年4月23日です。

※2 こども読書週間は、毎年4月23日から5月12日までの3週間です。